



長野県報

12月19日(木)
平成25年
(2013年)
第2533号

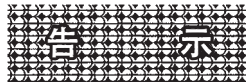
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	1
農業近代化資金融資利子補給金交付要綱の廃止（農村振興課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	2
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事（道路管理課）	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（5件）（都市計画課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	5
土地区画整理組合理事の就任の届出（都市計画課）	5
都市計画公園の変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	6
一般競争入札（3件）（道路管理課）	6
一般競争入札（企業局）	8
長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置の公表（監査委員事務局）	9



長野県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社F.A.R	集まってみま専科まゆ	松本市庄内3丁目4番21号	平成25年12月16日

2 指定介護予防サービス事業者

介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社F.A.R	集まってみま専科まゆ	松本市庄内3丁目4番21号	平成25年12月16日
特定非営利活動法人リブサポート南信州	サポートハウスぼぶり	駒ヶ根市赤穂24-54	平成25年12月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第597号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）は、平成25年12月31日限り、廃止します。
平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

農村振興課

長野県告示第598号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市龍江9152の3、9152の4、9152の9（次の図に示す部分に限る。）、9152の10、9152の12・9152の15・9155の19（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第599号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
戸口線	下伊那郡天龍村大字神原3329番地5地先から 下伊那郡天龍村大字神原3262番地2地先まで	道路改良	平成25年12月19日

道路管理課

長野県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
岡谷都市計画区域

- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び岡谷市役所

都市計画課

長野県告示第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
諏訪都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

長野県告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
茅野都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

長野県告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
下諏訪都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び下諏訪町役場

都市計画課

長野県告示第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
富士見都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び富士見町役場

都市計画課

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年1月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 別所丸子線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市古安曾字西畑大道下3405番の1地先から 上田市古安曾字宮下1560番の1地先まで	旧	4.3~8.5 m	1.2328 km
同 上	新	4.3~8.5	1.2328
		11.5~42.3	1.3918

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 東部望月線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市田中宇城ノ前747番の4地先から 東御市田中宇城ノ前823番の1地先まで	旧	6.0~8.5 m	0.2027 km
同 上	新	14.0~22.0	0.2027

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

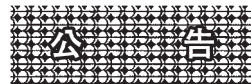
その関係図面は、告示の日から平成26年1月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年12月19日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 路線名 東部望月線
- 2 供用を開始する区間
東御市田中宇城ノ前747番の4地先から
東御市田中宇城ノ前823番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年12月19日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青空
- 3 代表者の氏名
樋口勇一
- 4 主たる事務所の所在地
上田市上田1312番地4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人々に対して、就労及び職業訓練の場